

令和 7 年

土木材料仕様書



東京都建設局

令和 7 年 土木材料仕様書改定要旨

日本産業規格（JIS）の改正に伴う改定のほか、各種基準類との整合、誤りの修正を行った。

なお、各章の主な改定内容は以下のとおりである。

第 1 章 石材

全般：JIS との整合、記述修正。

- 108. クラッシュラン：JIS A 5001「道路用砕石」に規定がないため、表 108-2 の C-60 の記載を削除。
- 126. コンクリート用再生骨材 H：JIS A 5021：「コンクリート用再生骨材 H」に合わせ、表 126-3、表 126-4 の一部記載、本文記述を修正。JIS の改正年を修正。

第 2 章 金属材料

全般：JIS との整合、JIS 表記の修正、記述修正。

- 201. 一般構造用圧延鋼材（SS）：JIS G 3101「一般構造用圧延鋼材」に合わせ、機械的性質について形鋼（辺 70mm 未満）と平鋼（幅 50mm 未満）を追記し、本文記述と表を変更。JIS G 3192「熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差」、JIS G 3193「熱間圧延鋼板及び鋼帯の形状、寸法、質量及びその許容差」、JIS G 3194「熱間圧延平鋼の形状、寸法、質量及びその許容差」の改正に伴い、外観の記述を修正。JIS の改正年を修正。
- 202. 溶接構造用圧延鋼材（SM）：JIS G 3106「溶接構造用圧延鋼材」に合わせ、機械的性質について形鋼（辺 70mm 未満）と平鋼（幅 50mm 未満）を追記し、本文記述と表を変更。JIS G 3192、JIS G 3193、JIS G 3194 の改正に伴い、外観・形状・寸法・質量及びその許容差の記述を修正。JIS の改正年を修正。
- 203. 溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材（SMA）：JIS G 3114「溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材」に合わせ、機械的性質について形鋼（辺 70mm 未満）と平鋼（幅 50mm 未満）を追記し、本文記述と表を変更。JIS G 3192、JIS G 3193、JIS G 3194 の改正に伴い、外観・形状・寸法・質量及びその許容差の記述を修正。シャルピー吸収エネルギー、炭素当量、溶接割れ感受性組成について表と記述を追記。JIS の改正年を修正。
- 205. 球状黒鉛鋳鉄品（FCD）：JIS G 5502「球状黒鉛鋳鉄品」に合わせ、2. 製造の記述、3. 品質の記述を修正、化学成分の表を削除、表 205-2 の記載を修正。JIS の追補 1 の改正年を追記。
- 206. 炭素鋼鋳鋼品（SC）：JIS G 5101「炭素鋼鋳鋼品」に合わせ、4. 品質の記述を修正。
- 208. 配管用炭素鋼鋼管（SGP）：JIS G 3452「配管用炭素鋼鋼管」に合わせ、表 208-2 の記載、表 208-4 の注を修正。
- 213. アルミニウム合金鋳物（AC）：JIS H 5202「アルミニウム合金鋳物」に合わせ、表 213-4 の一部記載を修正。

214. アルミニウム合金押出型材：JIS H 4100「アルミニウム及びアルミニウム合金押出型材」に合わせ、表 214-3 の一部記載、注-3 の記載、および表 214-8 の一部記載を修正。JIS の改正年を修正。
215. 鉄筋コンクリート用棒鋼（SR、SD）：JIS G 3112「鉄筋コンクリート用棒鋼」に合わせ、表 215-6 の注を追記し、表 217-7 の一部記載を修正。
218. 鋼管ぐい（SKK）：JIS A 5525「鋼管ぐい」に合わせ、本文記述を各項で修正し、図 218-1、図 218-2、図 218-3、図 218-7 を修正。また、表 218-2、表 218-3、表 218-4、表 218-6、表 218-7 の一部記載を修正。JIS の改正年を修正。
219. H 形鋼ぐい（SHK）：JIS A 5526「H 形鋼ぐい」に合わせ、表 219-3 の一部記載および一部記述を修正。JIS の改正年を修正。
220. 熱間圧延鋼矢板：JIS A 5528「熱間圧延鋼矢板」に合わせ、JIS の改正年を修正。
221. 溶接用熱間圧延鋼矢板（SYW）：JIS A 5523「溶接用熱間圧延鋼矢板」に合わせ、表 221-6 の一部記載および一部記述を修正。JIS の改正年を修正。
222. 鋼管矢板（SKY）：JIS A 5530「鋼管矢板」に合わせ、本文記述を各項で修正し、図 222-1、図 222-3、図 222-6、表 222-2、表 222-3、表 222-4、表 222-5、表 222-6、表 222-7 の一部記載を修正。工場溶接部の放射線透過試験と超音波探傷試験について追記。JIS の改正年を修正。
236. 防護さく：道路工事設計基準と合わせるため、表 236-2、表 236-5 の一部記載を修正。
237. 道路標識：溶融亜鉛めっきの膜厚の記述を修正。引用している JIS の後にある表題名について追記と修正。
238. 道路反射鏡：表 238-1 と表 238-3 で引用している JIS 表題名を修正。道路工事設計基準に合わせ、表 238-5 から直径 600mm の道路反射鏡を削除。
239. 視線誘導標：表 239-2 で引用している JIS 表題名を修正。
240. 照明灯柱テーパーポール：材質の表 240-1（注-1）の記述を修正。道路工事設計基準と合わせるため、防せい処理の記述を修正。形状・寸法の表 240-2 から高さ 12m を削除し、（注-2）の記述を修正。寸法の許容差について表 240-3 の一部記載と（注-3）の記述を修正。制御装置についての記述を修正。（注-4）と（注-7）の誤記を修正。
241. 道路照明用器具：構造・性能等の記述を修正。
242. 橋梁用高降伏点鋼板（SBHS）：JIS G 3140「橋梁用高降伏点鋼板」合わせ、化学成分の表 242-2（注-2）を追記。機械的性質の表 242-4、242-5 一部記載の修正。形状の許容差について記述を修正。JIS の改正年を修正。

第 3 章 窯業品材料

全般：JIS との整合、記述修正。

307. 一般用レディーミクストコンクリート：JIS A 5308「レディーミクストコンクリート」からスランプ 10cm のレディーミクストコンクリートが削除されたことから、表

307-1、表 307-3 の一部記載を修正。JIS A 5308 に合わせ、スランプ 21cm の許容差と（注-5）を追記。セメントの種類と記号の表 307-3 に高炉セメント C 種を追記。JIS の改正年を修正。

308. 舗装用レディーミクストコンクリート：JIS A 5308「レディーミクストコンクリート」に合わせ、JIS の改正年を修正。本文記述の誤字を修正。

309. 水中用レディーミクストコンクリート：JIS A 5308「レディーミクストコンクリート」に合わせ、JIS の改正年を修正。本文記述の誤字を修正。

310. 再生骨材コンクリートM：JIS A 5022「再生骨材コンクリートM」からスランプ 10cm の再生骨材コンクリートMが削除されたことから、表 310-1 を修正。JIS A 5022 に合わせ、表 310-2、表 310-4、表 310-6、表 310-11 の一部記載、本文記述を修正。JIS の改正年を修正。

311. 再生骨材コンクリートL：JIS A 5023「再生骨材コンクリートL」からスランプ 10cm の再生骨材コンクリートLが削除された。JIS A 5023 に合わせ、再生骨材コンクリートの種類の表 311-1 とスランプの許容差の表 311-2 を追加し、表 311-3、表 311-4、表 311-5、表 311-6、表 311-7、表 311-8、表 311-9 の記載を修正し、本文記述を修正。JIS の改正年を修正。

314. プレストレストコンクリート管：JIS A 5373「プレキャストプレストレストコンクリート製品」附属書 D 推奨仕様 D-1「プレストレストコンクリート管」に合わせ、表 314-1 の一部記載を修正。

316. 視覚障害者誘導用ブロック：図 316-2、図 316-3 の図を修正し、これに伴い、凡例と表 316-1、表 316-2 を修正。

320. 鉄筋コンクリートL形：図 320-1 の図を修正。

325. 歩車道境界特殊コンクリートブロック：表 325-1 の誤記を修正。

329. 汚水ます（L形・円形）ブロック類：図 329-2 の表題誤記を削除。

332. 人孔ふた：JSWAS G-4「下水道用鑄鉄製マンホールふた」に合わせ、改正年を修正。

339. 空洞コンクリートブロック：JIS A 5406「建築用コンクリートブロック」に合わせ、（注-5）、（注-6）、（注-7）及び（注-8）の一部記述を修正。4. 製品の呼び方の記述を一部修正。JIS の改正年を修正。

340. プレストレストコンクリート矢板：JIS A 5373「プレキャストプレストレストコンクリート製品」附属書 C 推奨仕様 C-1「プレストレストコンクリート矢板」に合わせ、図 340-4、表 340-3、表 340-4 及び表 340-5 の一部記載を修正。

341. 遠心力鉄筋コンクリートぐい：JIS A 5372「プレキャスト鉄筋コンクリート製品」附属書 A 推奨仕様 A-1「鉄筋コンクリートぐい」に合わせ、表 341-2 一部記載を修正。（注-6）を削除。

342. プレテンション方式遠心力高強度プレストレストコンクリートぐい：JIS A 5373「プレキャストプレストレストコンクリート製品」附属書 E 推奨仕様 E-1「プレストレストコンクリートぐい」に合わせ、表 342-2 及び備考の一部を修正。図 342-2、図 342-3、図 342-4 及び図 342-5 を修正。本文記述と数式を修正。

344. 鉄筋コンクリート管（ソケット）：JIS A 5372「プレキャスト鉄筋コンクリート製品」附属書C 推奨仕様 C-2「遠心力鉄筋コンクリート管」に合わせ、表 342-2 の一部記載を修正。

第4章 瀝青材料

411. 明色バインダ：表題の明色（脱色）バインダを明色バインダに変更。これに伴い、表 411-1 の一部記載、解説の一部記述を修正。

第5章 塗料

全般：JIS との整合、記述修正。

502. ジンクリッチプライマー：JIS K 5552「ジンクリッチプライマー」に合わせ、1 液 1 ペースト形を追加したため表 502-1 および表 502-2 の一部記載を修正。JIS の改正年を修正。

503. ジンクリッチペイント：JIS K 5553「厚膜形ジンクリッチペイント」に合わせ、1 液 1 ペースト形を追加したため表 503-1 および表 503-2 の一部記載を修正。JIS の改正年を修正。

508. 超厚膜形エポキシ樹脂塗料：表 508-1 の一部記載を修正。

510. ふっ素樹脂塗料：表 510-1 の一部記載を修正。

513. 構造物用さび止めペイント：解説の一部記述を修正。

第6章 造園材料

601. 樹木・株物：整枝剪定と特定外来生物の記述を一部追記。

第7章 その他の材料

704. 硬質塩化ビニル管：JIS K 6741「硬質塩化ビニル管」に合わせ、本文記述を一部修正。
表 7042-1 の一部記載を修正。（注-2）の記述を一部削除。

第8章 材料検査の技術的基準

建設局材料検査実施基準に合わせ表 8-1 を修正。

付録

試験委嘱指定申請書様式を一部修正。「土木コンクリート構造物の品質確保」実施フローの図を一部修正。土木コンクリート構造物の品質確保に関する実施要領の記述を一部修正。

参考材料

改定なし。

はじめに

本仕様書の前身は、道路材料購買仕様書で、昭和 28 年度から昭和 41 年度まで使用してきたものである。

しかし、策定から 10 年以上経過すると、事業量の拡大や、新材料の開発の進展に伴い、徐々に新材料が使用されるようになり、道路材料購買材料仕様書の大幅な改定が必要となった。

また、河川事業関連の材料についても、仕様書策定の必要性が生じたことにより、昭和 41 年度に河川材料仕様書が策定された。

これらの流れの中で、材料仕様書に関する大幅な見直しの機会を得て、道路材料購買仕様書と河川材料仕様書を合併し、土木材料仕様書として昭和 42 年度版が作成され、今日に至っている。

本仕様書の形式及び内容は、概ね次のとおりである。

- (1) 日本産業規格その他、概略の説明
- (2) 種類の説明
- (3) 製造及び原材料の説明
- (4) 形状・寸法・包装・容器及び表示など外観のみで容易に検査できる項目
- (5) 試験所・研究所などへ委託して行う理化学試験の内容、及び品質の規定
- (6) 納入方法
- (7) 材料検査にともなう理化学試験との関連についての項目

なお、本仕様書の改定は、日本産業規格ならびに関係諸基準等の改定にあわせて 2 年ごとに行っている。

今回の主な改定点は、日本産業規格 (JIS) の改正に伴う改定のほか、各種基準類との整合等である。令和元年 7 月 1 日に工業標準化法にかわり、産業標準化法が施行され、日本工業規格から日本産業規格に名称が変更された。そのため、表記を日本産業規格に統一している。なお、英語表記は JAPANESE INDUSTRIAL STANDARDS (略して JIS) であり変わっていない。

技術管理委員会 施工部会 土木材料仕様書分科会では、改定毎に最新の動向を速やかに反映すべく改定作業を行っていく所存であるが、今後さらに良い仕様書としていくためにも、忌憚のないご意見をお寄せ願いたい。

最後に、今回の仕様書の改定にあたり御尽力いただいた技術管理委員会委員の各位及びアンケートに御協力くださった関係部署等に対し、厚く感謝の意を表したい。

令和 7 年 3 月

目 次

総 則

総則	1
----	---

第1章 石 材

101. 洗砂利	7
102. コンクリート用砕石	8
103. コンクリート用砕砂	10
104. コンクリート用洗砂	12
105. アスファルト混合物用洗砂	13
106. 構造用軽量コンクリート骨材	14
107. 砂	17
108. クラッシュラン	18
109. 再生クラッシュラン	19
110. 再生砕石(擁壁等裏込め用)	20
111. 再生砂(RC-10)	22
112. 粒度調整砕石	23
113. 再生粒度調整砕石	25
114. 単粒度砕石	26
115. スクリーニングス	27
116. 砕石ダスト	28
117. 道路用鉄鋼スラグ	29
118. 舗装用石粉	31
119. 割ぐり石	32
120. 玉 石	33
121. 改 良 土	34
122. 流動化処理土	35
123. 粒状改良土	37
124. アスファルト混合物用溶融スラグ	38
125. アスファルト混合物用汚泥焼却灰	40
126. コンクリート用再生骨材H	42
127. アスファルト混合物用鉄鋼スラグ	50

第2章 金属材料

201. 一般構造用圧延鋼材(SS)	55
202. 溶接構造用圧延鋼材(SM)	61
203. 溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材(SMA)	68

204.	ねずみ鋳鉄品 (F C)	75
205.	球状黒鉛鋳鉄品 (F C D)	76
206.	炭素鋼鋳鋼品 (S C)	79
207.	炭素鋼鍛鋼品 (S F)	81
208.	配管用炭素鋼鋼管 (S G P)	82
209.	一般構造用炭素鋼鋼管 (S T K)	85
210.	一般構造用軽量形鋼 (S S C)	92
211.	ステンレス鋼材 (S U S)	97
212.	ミーハナイトメタル	99
213.	アルミニウム合金鋳物 (A C)	101
214.	アルミニウム合金押出形材	105
215.	鉄筋コンクリート用棒鋼 (S R、S D)	109
216.	P C鋼線及びP C鋼より線 (S W P R、S W P D)	114
217.	P C鋼棒 (S B P R)	119
218.	鋼管ぐい (S K K)	122
219.	H形鋼ぐい (S H K)	134
220.	熱間圧延鋼矢板 (S Y)	138
221.	溶接用熱間圧延鋼矢板 (S Y W)	141
222.	鋼管矢板 (S K Y)	146
223.	軽量鋼矢板	157
224.	摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット	158
225.	摩擦接合用トルシア形高力ボルト・六角ナット・平座金のセット	161
226.	タイロッド類	165
227.	スタッド	167
228.	鉄 網	170
229.	溶接金網	171
230.	ひし形金網	173
231.	クリンプ金網 (C R G、C R S)	177
232.	ネットフェンス構成部材	181
233.	じゃかご	184
234.	道路びょう	189
235.	反射性道路びょう	190
236.	防護さく	191
237.	道路標識	196
238.	道路反射鏡	200
239.	視線誘導標	203
240.	照明灯柱テーパーポール	206
241.	道路照明用器具	208
242.	橋梁用高降伏点鋼板 (S B H S)	209
243.	ねじふし鉄筋及び継手	212

第3章 窯業品材料

301.	ポルトランドセメント	217
302.	高炉セメント	219
303.	エコセメント	221
304.	フライアッシュ	224
305.	安定処理用石灰	225
306.	セメント系固化材	226
307.	一般用レディーミクストコンクリート	227
308.	舗装用レディーミクストコンクリート	231
309.	水中用レディーミクストコンクリート	233
310.	再生骨材コンクリートM	236
311.	再生骨材コンクリートL	247
312.	セメント処理混合物	257
313.	遠心力鉄筋コンクリート管	258
314.	プレストレストコンクリート管	264
315.	舗装用コンクリート平板	270
316.	視覚障害者誘導用ブロック	273
317.	インターロッキングブロック	277
318.	鉄筋コンクリートU形	284
319.	鉄筋コンクリートU形用ふた	287
320.	鉄筋コンクリートL形	290
321.	鉄筋コンクリート特殊L形（鉄筋コンクリートU形ふた掛け用）	293
322.	鉄筋コンクリート特殊L形及び縁塊（場所打側溝ふた掛け用）	295
323.	鉄筋コンクリート特殊L形及び縁塊（国土交通省型）	300
324.	コンクリート境界ブロック	302
325.	歩車道境界特殊コンクリートブロック	304
326.	セミフラット型街きよ	309
327.	集水ます（街きよ用・L形用・U形用）ブロック類	311
328.	鋳鉄製格子形集水ます用ふた	324
329.	汚水ます（L形・円形）ブロック類	326
330.	人孔側塊	329
331.	人孔床版塊	332
332.	人孔ふた	335
333.	人孔付属物	338
334.	植樹帯用コンクリートブロック	341
335.	道路浸透ます（コンクリート枠）	342
336.	公園用ハンドホール	346
337.	鉄筋コンクリート境界標杭	347

338.	コンクリート積みブロック	350
339.	空洞コンクリートブロック	353
340.	プレストレストコンクリート矢板	356
341.	遠心力鉄筋コンクリートぐい	362
342.	プレテンション方式遠心力高強度プレストレストコンクリートぐい	366
343.	道路橋用プレストレストコンクリート橋げた	376
344.	鉄筋コンクリート管（ソケット）	380
345.	プレキャスト街きょブロック	383
346.	信号機用ハンドホール	390

第4章 瀝青材料

401.	石油アスファルト	393
402.	ポリマー改質アスファルトⅠ型	395
403.	ポリマー改質アスファルトⅡ型	396
404.	ポリマー改質アスファルトⅢ型	397
405.	ポリマー改質アスファルトⅢ型－W	398
406.	ポリマー改質アスファルトⅢ型－WF	400
407.	ポリマー改質アスファルトH型	401
408.	ポリマー改質アスファルトH型－L	402
409.	ポリマー改質アスファルトH型－M	403
410.	熱硬化性エラストマー入りアスファルト	404
411.	明色バインダ	405
412.	トリニダッドレイクアスファルト	406
413.	硬質アスファルト	407
414.	石油アスファルト乳剤	408
415.	改質アスファルト乳剤	409
416.	タイヤ付着抑制型アスファルト乳剤(速分解型含む)	410
417.	アスファルト混合物	411
418.	再生加熱アスファルト混合物	417
419.	ポリマー改質再生アスファルト混合物	421
420.	グースアスファルト混合物	425
421.	常温混合物	427
422.	重交通対応・全天候型常温混合物	428
423.	アスファルト処理混合物	430
424.	再生加熱アスファルト処理混合物	432
425.	半たわみ性アスファルト混合物	435
426.	保水性アスファルト混合物（75%浸透型）	441
427.	ポーラスエポキシアスファルト混合物	445
428.	接着剤（橋面舗装用）	447

429.	防水材（橋面舗装用）	448
430.	目地材（橋面舗装用）	450

第5章 塗 料

501.	エッチングプライマー	453
502.	ジンクリッチプライマー	455
503.	ジンクリッチペイント	457
504.	一般用さび止めペイント	459
505.	鉛・クロムフリーさび止めペイント	461
506.	合成樹脂調合ペイント	463
507.	エポキシ樹脂塗料下塗	465
508.	超厚膜形エポキシ樹脂塗料	467
509.	変性エポキシ樹脂塗料	468
510.	ふっ素樹脂塗料	470
511.	道路標示塗料	472
512.	亜鉛めっき面用エポキシ樹脂塗料	479
513.	構造物用さび止めペイント	480
514.	鋼構造物用耐候性塗料	482

第6章 造園材料

601.	樹木・株物	487
602.	芝	489
603.	地被植物・草花	490
604.	植栽保護材料	491
605.	土壌及び土壌改良材	494
606.	肥料・農薬	496

第7章 その他の材料

701.	目地板	501
702.	注入目地材	502
703.	ポリ塩化ビニル止水板	503
704.	硬質塩化ビニル管	506
705.	エポキシ樹脂モルタル	509
706.	高輝度反射材	510
707.	地点標	511
708.	付着防止剤	515
709.	ライナープレート	516

710.	E P S（軽量盛土工法用発泡スチロール）	518
711.	硬質骨材（樹脂系すべり止め舗装用）	521
712.	低騒音舗装用排水パイプ	522

第8章 材料検査の技術的基準

材料検査の技術的基準	525
801. 石材の検査要領	526
802. 金属材料の検査要領	527
803. 窯業品材料の検査要領	528
804. 瀝青材料の検査要領	529
805. 塗料の検査要領	532
806. 造園材料の検査要領	533

付 録

1. 日本産業規格(JIS)について	559
2. 試験委嘱指定申請書（統一様式）	560
3. 「コンクリートの耐久性向上」仕様書(土木)	561
4. セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領(案)	577
5. 視覚障害者誘導用ブロック等のすべり抵抗を測定するための試験方法（室内試験）	593
6. 促進摩耗後の視覚障害者誘導用ブロック等のすべり抵抗試験方法（室内試験）	595
7. 東京都建設グリーン調達制度（東京都環境物品等調達方針（公共工事））と エコセメントの利用について	597

参考材料

参-1. 再生単粒度碎石（浸透トレンチ用）	601
参-2. 再生碎石（グラベルコンパクションパイル工法用）	603

総 則

1. 一般事項

1. 1. 適用範囲

この仕様書は、東京都建設局が施行する土木工事に適用する。

1. 2. 用語の定義

検査職員、理化学試験とは次の定義による。

1. 2. 1. 検査職員とは、検査員又は材料検査を行う監督員をいう。

1. 2. 2. 理化学試験とは、試験研究機関が行う材料の理化学的性質に関する試験をいう。

1. 3. 疑義の解釈

この仕様書に定める事項について疑義を生じた場合は、検査職員の指示による。

2. 材料の品質

2. 1. 一般規定

工事に使用する材料は、第1章～第7章に定める規格に適合し、第8章に定める材料検査に合格するものでなければならない。

2. 2. 特例規定

第1章～第7章に定める規格がJ I Sによっているか又はそれに準じているもので当該J I Sが改正された場合には、監督員の承諾により規格の全部又は一部を改正後のJ I Sにすることができる。

